

# シャローム病院における 院内感染症対策指針

## 1. 院内感染対策の目的

この指針は、院内感染の予防・再発防止対策および集団感染事例発生 of 適切な対応などシャローム病院(以下「当院」)における院内感染対策を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的とする。

## 2. 院内感染対策に関する基本的な考え方

当院における院内感染の防止に留意し、感染等発生の際にはその原因の特定、制圧、終息を図ることは病院にとって重要である。このため、院内感染防止対策を全病院職員が把握し、この指針に則した医療を患者に提供できるよう取り組む。

## 3. 院内感染防止対策のための委員会に関する基本的事項

### 【 院内感染対策委員会(ICC) 】

院内各部署から構成員で組織する「院内感染対策委員会(ICC)」は、毎月1回定期的に会議を開催して院内感染予防対策と推進を行う。また、緊急時に同委員会を開催する。

### 【 感染対策チーム(ICT) 】

院内感染対策委員会(ICC)を構成する職員からなる感染対策チーム(ICT)を組織する。ICTは感染対策の実働組織として、医療現場での感染の現状を迅速に把握し、感染防止の取り組みを行う。月1回、チェックリストを基に院内の各部署を巡視し、院内の統一した感染予防策の周知・啓蒙などを実施する。また、院内巡視の結果を院内感染対策委員会(ICC)に報告する。

#### 4. 院内感染対策に関する職員研修の基本的方針

---

全ての職員が、院内感染対策は医療を安全に行う上での最優先事項であることを自覚し、日常業務における感染予防策の実践を心がけることができることを目的として、研修会を年2回以上開催する。

#### 5. 院内感染発生状況に関する基本方針

---

院内感染の発生の予防、および蔓延を防止するため、感染症の発生動向について委員会を通じて速やかに全病院職員に周知徹底し、情報を共有する

#### 6. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

---

院内の微生物の分離状況や感染症報告などから、異常発生を迅速に特定する。集団感染などが疑われた場合、院内感染対策委員会が状況を確認しアウトブレイクかどうかの判断を行い、迅速に対応する。重大な院内感染事例は、病院長に報告し緊急対策本部を設置し拡大防止対策や再発防止対応について協議する。

#### 7. 患者等に関する指針の閲覧に関する基本方針

---

この指針は、患者に感染対策への理解と協力を得るため、院内掲示や病院ホームページに掲載などを行い、積極的な閲覧の推進に努める

#### 8. 院内感染対策推進のため必要な基本方針

---

各職員が知っておくべき院内感染対策の具体的実施方法に関しては、「院内感染対策マニュアル」を作成する。マニュアルは院内の各部署のPCでいつでも見られるようにし、定期的な見直し・改訂を行うものとする。マニュアルに応じた感染対策を、全職員に周知徹底するように努める。各職員は、院内感染対策について不明な点があれば、院内感染対策委員会のメンバーに連絡し、共同で解決を図る。

付則

平成25年10月1日制定